海老名市個別施設計画

（その他施設（大型防災備蓄倉庫））

令和４年３月策定

令和６年８月策定

海老名市

目　次

１．はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
　１－１．計画の位置づけ(背景・目的)
　１－２．計画で定める内容

２．対象施設および計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
　２－１．対象施設
　２－２．計画期間

３．施設の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
　３－１．施設の位置づけ・活用状況等
　３－２．施設の配置
　３－３．施設の劣化状況等
　３－４．点検による維持管理

４．施設に係る基本的な方針等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
　４－１．再編・再整備等に係る分析手法
　４－２．ポートフォリオ分析結果を踏まえた再編等の基本的な方針

５．対策内容と実施時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
　５－１．対策内容と実施時期
　５－２．建物情報一覧表

１．はじめに

１－１．計画の位置づけ（背景・目的）

海老名市では、国の「インフラ長寿命化計画」（2013 年（平成 25 年）11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁 連絡会議決定）に基づいて策定を要請された「公共施設等総合管理計画」について、2014 年（平成 26 年）11 月に「海老名市公共施設白書」の中で策定をした。その後、2017 年（平成 29 年） 3 月には見直しを行い、「海老名市公共施設再編（適正化）計画」（以下再編計画とする。）を策定し、2024 年（令和 6 年）2 月に改定した。

再編計画の中では、各施設の方向性を踏まえた個別施設計画の策定や、必要な方策を検討し、具体化を進めることとしている。

本計画では、再編計画に基づき、その他施設について、現状の把握・分析を行い、施設のあり方について再検討する。

■個別施設計画の体系図

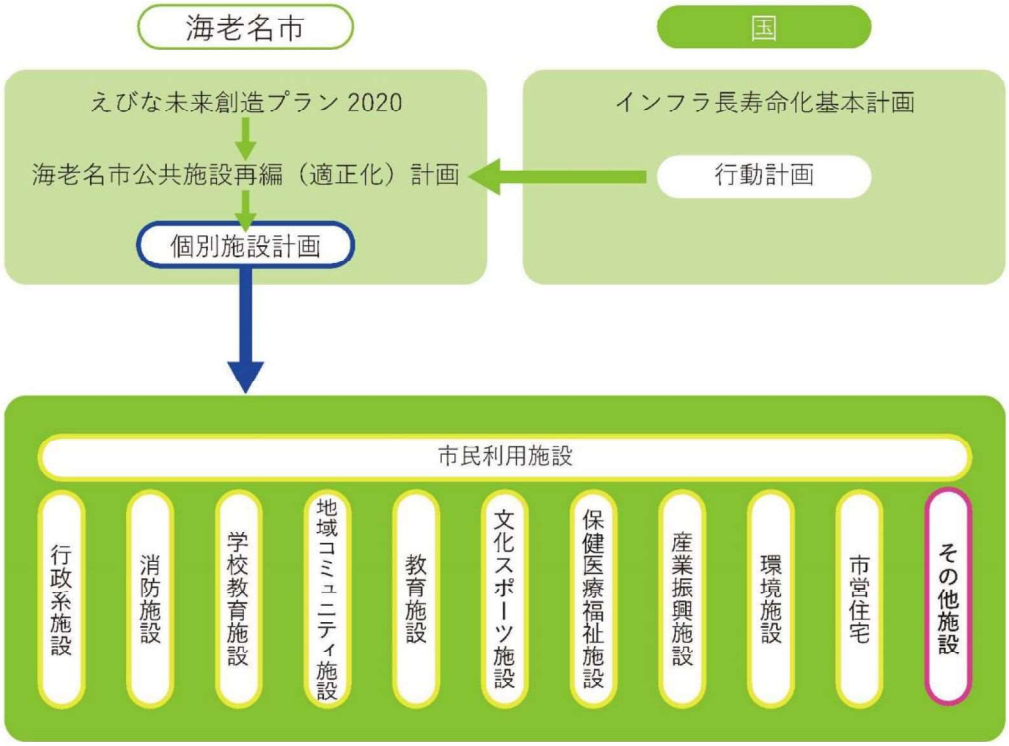

１－２．計画で定める内容

（１） 個別施設計画の内容

個別施設計画は再編計画を受け、対象施設のあり方(存続・統廃合等)の方針、維持管理・更新等の実施時期・対策費用を施設分類ごとに示すものである。

（２） 個別施設計画の記載事項

「インフラ長寿命化基本計画」に示されている、個別施設計画に記載する事項は以下のとおり。

① 対象施設

再編計画において、分類した全ての公共施設を対象とする。計画の策定に当たっては、各施設の維持管理・更新等といった改修履歴や利用状況等に鑑み、個別施設のメンテナンスサイクルを計画的に実行する上で最も効率的・効果的と考えられる計画策定の単位を設定の上、その単位毎に計画を策定する。

② 計画期間

各施設の状態は、経年劣化や疲労等によって時々刻々と変化することから、定期点検サイクル等を考慮のうえ計画期間を設定し、点検結果等を踏まえ、適宜、計画を更新するものとする。

知見やノウハウの蓄積を進め、計画期間の長期化を図ることで、中長期的な維持管理・更新等に係るコストの見通しの精度向上を図る。

③ 対策の優先順位の考え方

個別施設の状態（劣化・損傷の状況や要因等）の他、当該施設が果たしている役割、機能、利用状況、重要性等、対策を実施する際に考慮すべき事項を設定の上、それらに基づく優先順位（修繕・更新等といった対策の内容、実施時期等）の考え方を明確化する。

④ 個別施設の状態等

点検・診断によって得られた個別施設の状態について、施設毎に整理する。

また、「③対策の優先順位の考え方」で明らかにした事項のうち、個別施設の状態以外の必要な事項についても、整理する。

⑤ 対策内容と実施時期

「③対策の優先順位の考え方」及び「④個別施設の状態等」を踏まえ、次回の点検・診断や修繕・更新、さらには、更新の機会を捉えた機能の見直し（集約化・複合化・用途変

更等)、廃止、大規模改修、改築等の必要な対策について、講ずる措置の内容や実施時期を施設毎に整理する。

⑥ 対策費用

計画期間内に要する対策費用の概算を整理する。

■「個別施設計画の記載事項」に該当する本計画の章および節

個別施設計画の記載事項	該当する章	該当する節
① 対象施設	2．対象施設および計画期間	2－1．対象施設
② 計画期間	2．対象施設および計画期間	2－2．計画期間
③ 対策の優先順位の考え方	4．施設に係る基本的な方針等	4－1．再編・再整備等に係る分析手法
④ 個別施設の状態等	3．施設の状況	3－1．施設の位置づけ・活用状況等 3－2．施設の配置 3－3．施設の劣化状況等 3－4．点検による維持管理
⑤ 対策内容と実施時期	4．施設に係る基本的な方針等 5．対策内容と実施時期	4－2．ポートフォリオ分析結果を踏まえた再編等の基本的な方針 5－1．対策内容と実施時期
⑥ 対策費用	5．対策内容と実施時期	5－1．対策内容と実施時期

（3） 準拠法令等

本計画の準拠法令等を以下に示す。

① インフラ長寿命化基本計画

(2013 年(平成 25 年)11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議)

② 個別施設計画の策定のためのマニュアル・ガイドライン等

③ 海老名市公共施設再編（適正化）計画

④ 国の機関の建築物の点検確認ガイドライン

⑤ その他関係法令等

２．対象施設および計画期間

２－１．対象施設

対象施設の建築概要

本計画における対象施設は、大型防災備蓄倉庫である。

対象施設の建築概要を以下に示す。

■対象施設

番号	施設名	構造・規模	延床面積（㎡）	所在地	竣工年月
①	北部大型防災備蓄倉庫	鉄骨造１階建て	280	上今泉一丁目23番２号	2011年11月
②	中部大型防災備蓄倉庫	鉄骨造１階建て	288	大谷北一丁目５番１号	2012年11月
③	南部大型防災備蓄倉庫	鉄骨造１階建て	286	杉久保四丁目11番14号	2013年12月

２－２．計画期間

（１） 計画期間

再編計画の対象期間は、2017 年（平成 29 年）から 2062 年（令和 44 年）を見据えた内容となっており、個別施設計画においても、策定年度から、再編計画の対象期間と同じ 2062 年（令和 44 年）ごろまでを計画期間とする。

（２） 個別施設計画と再編・再整備計画の見直しサイクル

市全体として、施策展開との整合性を確保していくために、検証・見直しの期間を再編計画と同じ 5 年と定め、各施設の状態、上位計画の検証・見直しの内容を反映して、改修の基本方針や実施計画の見直しを図る。

■再編計画と個別施設計画の検証・見直しのイメージ

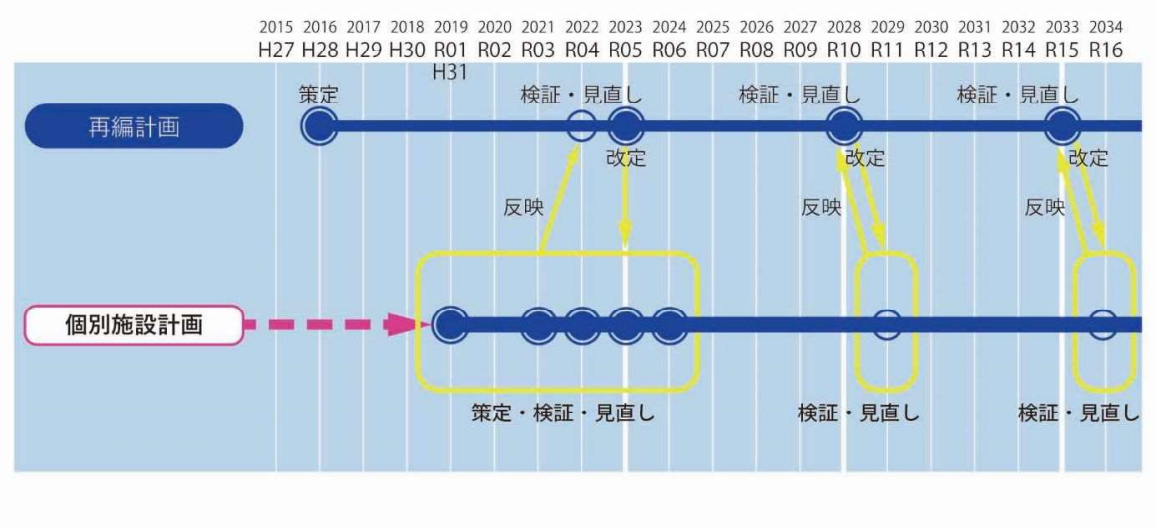

３．施設の状況

３－１．施設の位置づけ・活用状況等

（１） 対象施設の位置づけ

大型防災備蓄倉庫は、海老名市大型防災備蓄倉庫設置条例（条例第 29 号）に基づく公共施設である。

（２） 対象施設の概要と活用状況

①北部大型防災備蓄倉庫

北部大型防災倉庫

- 2011 年（平成 23 年）竣工の 1 階建ての倉庫である。
- 災害支援物資の保管が主用途であり、災害時は各避難所への物資輸送の拠点となる。
- 停電時を想定して、自家用発電装置が設置されている。
- 災害時に仮設シャワー等を利用することを想定して、東側敷地内に散水栓が 11 か所整備されている。
- 新耐震基準に基づき建設されている。
- 令和元年に、大型車両の出入りを可能にするため、隣接する上星小学校校庭側に門扉を増設した。

②中部大型防災備蓄倉庫

中部大型防災備蓄倉庫

- 2012 年（平成 2 4 年）竣工の 1 階建ての倉庫である。
- 災害支援物資の保管が主用途であり、災害時は各避難所への物資輸送の拠点となる。
- 停電時を想定して、自家用発電装置が設置されている。
- 新耐震基準に基づき建設されている。

③南部大型防災備蓄倉庫

・2013 年（平成 25 年）竣工の 1 階建ての倉庫である。

・災害支援物資の保管が主用途であり、災害時は各避難所への物資輸送の拠点となる。

・停電時を想定して、自家用発電装置が設置されている。

・海老名市地域防災計画の中で、消防庁舎及びその他市の施設が被災した場合も想定し、災害対策本部の代替地として、また、国等からのプッシュ型支援にも対応できるよう敷地の拡充整備を図ることとしている。

南部大型防災備蓄倉庫

・新耐震基準に基づき建設されている。

・2017 年（平成 29 年）度に隣接する活動用地の整備に伴い、門扉を増設した。

・2019 年（令和元年）度に電動フォークリフト導入に伴い、動力電源の設置工事を行った。

（３） 対象施設の役割

災害対策基本法に基づき市が策定した海老名市地域防災計画において、災害に備え飲料水・食料・生活必需物資等を備蓄するために、防災備蓄倉庫の維持管理を図るものとしている。また、海老名市災害対策基本条例においても、災害時に必要な物資を計画的に備蓄し、食糧は消費期限等を考慮して計画的に更新しながら必要な数量を維持しなければならないと規定している。

大型防災備蓄倉庫は、各避難所予定施設で備蓄する物資等が不足する場合に、その補充用の物資等を保管するための施設である。また、南部大型防災備蓄倉庫においては、災害対策本部設置施設である市庁舎及び消防庁舎が災害により被災し、使用不能となった場合の代替施設として使用する計画である。

これらの理由から、大型防災備蓄倉庫は、市の災害対策における拠点として重要な役割を担う施設である。

３－２．施設の配置

対象施設の敷地分析

北部大型防災備蓄倉庫は、上今泉一丁目に位置し、上星小学校校庭に隣接している。中部大型防災備蓄倉庫は、大谷北一丁目に位置し、消防庁舎と近接している。南部大型防災備蓄倉庫は、杉久保北四丁目に位置し、第 10 分団器具置場に隣接している。なお、南部大型防災備蓄倉庫では、隣接した防災活動用地（2,680 平方メートル）を有している。

■各施設の分布状況

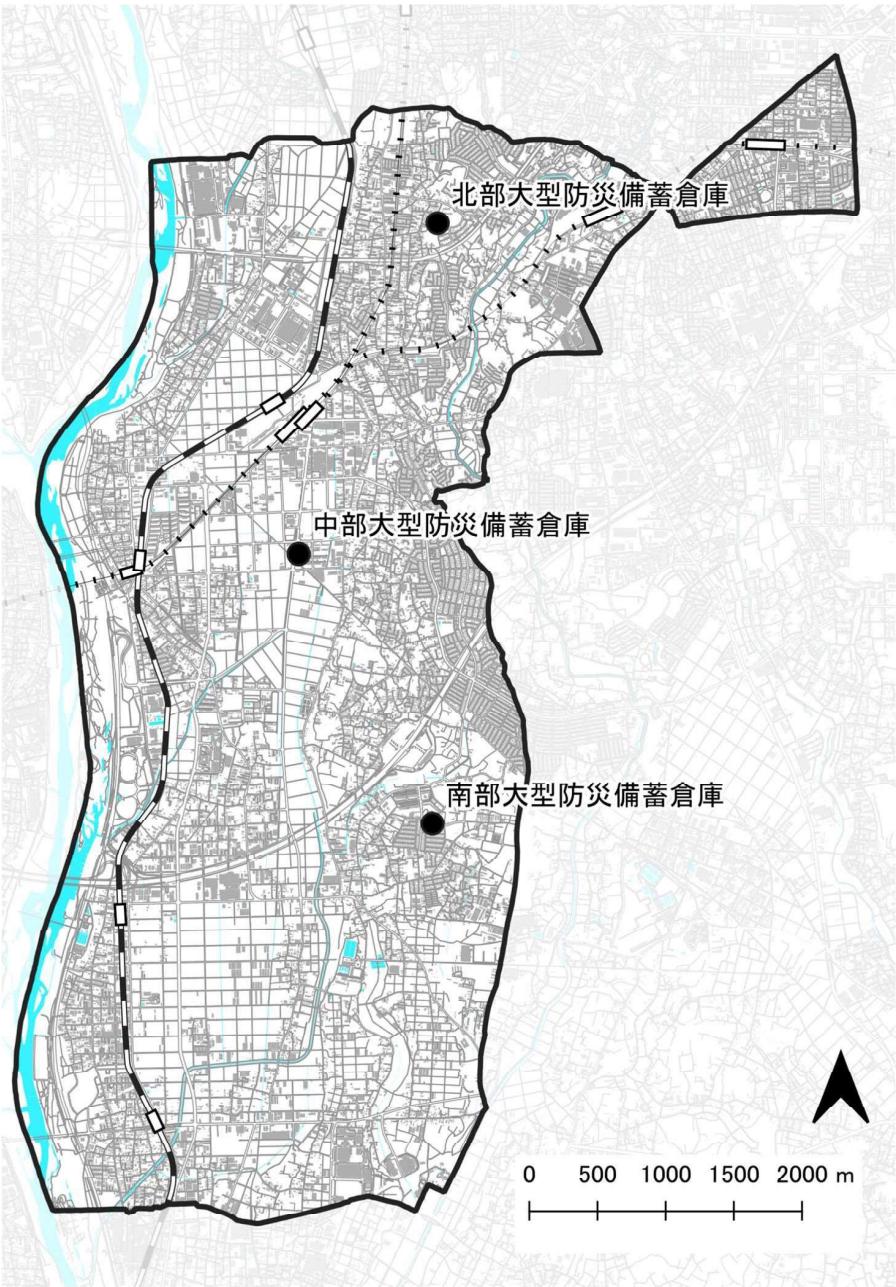

（2） 大型防災備蓄倉庫の運用

大型防災備蓄倉庫は、避難所予定施設の備蓄物資を補充する役割から、市内の対象とする地区を定めている。

北部大型防災備蓄倉庫は、東柏ケ谷・柏ケ谷・上今泉・下今泉・上郷・国分北地区を対象としている。中部大型防災備蓄倉庫は、望地・国分南・中央・扇町・泉・めぐみ町・中新田・河原口・さつき町・勝瀬・大谷・浜田町地区を対象としている。南部大型防災備蓄倉庫は、国分寺台・杉久保・上河内・中河内・本郷・門沢橋・中野・社家・今里地区を対象としている。

■対象区域

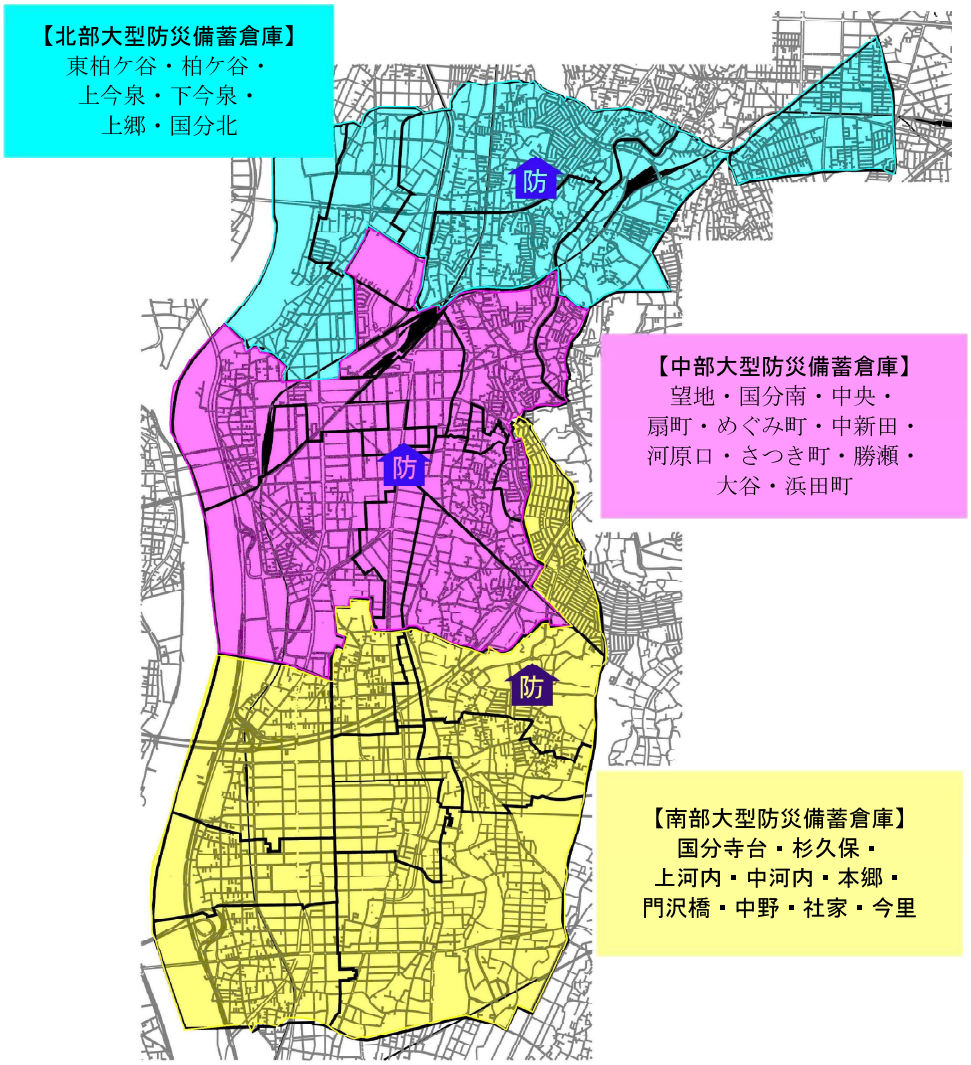

３－３．施設の劣化状態等

施設の劣化状況等（2023 年（令和 5 年）12 月時点）

■北部大型防災備蓄倉庫

部位	点検結果	改修履歴	劣化状況評価
屋根・屋上	・概ね良好	なし	B
外壁	・外壁塗装面経年劣化あり【写真１】	なし	A
外部開口部	・概ね良好	なし	A
内部仕上	・雨水侵入跡あり。【写真 2】 ・柱の吹付け材劣化あり。	なし	A
電気設備	・概ね良好	なし	B
給排水衛生設備	・概ね良好	なし	B
冷暖房換気設備	・概ね良好	なし	B
昇降機その他設備	・該当設備なし	-	-

【写真 1】

【写真 2】

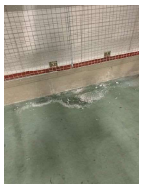

■中部大型防災備蓄倉庫

部位	点検結果	改修履歴	劣化状況評価
屋根・屋上	・概ね良好	なし	B
外壁	・概ね良好	なし	A
外部開口部	・概ね良好	なし	A
内部仕上	・概ね良好	なし	A
電気設備	・概ね良好	なし	B
給排水衛生設備	・概ね良好	なし	B
冷暖房換気設備	・概ね良好	なし	B
昇降機その他設備	・該当設備なし	-	-

■南部大型防災備蓄倉庫

部位	点検結果	改修履歴	劣化状況評価
屋根・屋上	・概ね良好	なし	B
外壁	・外壁塗装面経年劣化あり ・西側竪樋金物外れあり。【写真 1】	なし	A
外部開口部	・概ね良好	なし	A
内部仕上	・北側基礎にクラックが見られる。雨水侵入跡あり。【写真 2】 ・床クラックあり。	なし	A
電気設備	・経年劣化がみられる。	なし	B
給排水衛生設備	・経年劣化がみられる。	なし	B
冷暖房換気設備	・概ね良好	なし	B
昇降機その他設備	・該当設備なし	-	-

【写真 1】

【写真 2】

■劣化状況評価の基準

部位の全面的な改修年からの経過年数を基本とし、著しい劣化事象の有無を加味したうえで、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄの４段階で評価する。部位が複数あるもの（屋根、外壁等）は最も大きな面積である仕様項目で評価する。

部位		標準耐用年数	経過年数による評価基準			
			A	B	C	D
屋根・屋上	アスファルト保護防水	30	15年未満	15～30年	30年以上	著しい劣化事象がある場合
	その他の防水・屋根	20	10年未満	10～20年	20年以上	
外壁	複層塗り、薄塗り	20	10年未満	10～20年	20年以上	
	タイル、石、パネル	40	20年未満	20～40年	40年以上	
外部開口部	アルミサッシ、ガラス	40	20年未満	20～40年	40年以上	
	スチールサッシ	30	15年未満	15～30年	30年以上	
内部仕上げ	床・壁・天井・その他	40	20年未満	20～40年	40年以上	
電気設備	受変電	30	15年未満	15～30年	30年以上	
	電力、電灯、通信、防災等	20	10年未満	10～20年	20年以上	
給排水衛生設備		20	10年未満	10～20年	20年以上	
冷暖房換気設備		20	10年未満	10～20年	20年以上	
昇降機設備		30	15年未満	15～30年	30年以上	
外構・その他工作物		40	20年未満	20～40年	40年以上	

※建築物のライフサイクルコスト（建築保全センター　最新版）を基に設定

３－４．点検による維持管理

維持管理のための各種点検手法等について以下の通り位置づけ、状態把握に努める。

（１） 定期点検

大型防災備蓄倉庫は、建築基準法第 12 条 1 項・2 項に基づく法定点検の対象外となっているが、主に人命に関わる事故等の危険性がないかを主眼とした点検を定期点検と位置づけ、概ね３年以内ごとに実施する。

（２） 日常点検

定期点検の項目のうち、特に安全性に関連し、有資格者以外でも確認可能なものは、「国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン」（国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課保全指導室最新版）等を参照し、日常的に点検を実施する。

（３） 保守点検

特に点検確認に専門知識等が必要となる設備機器及び消防法第 17 条の 3 の 3 に基づき点検報告義務のある消防用設備等の点検については、専門業者と保守契約等を行い、適切な状態把握に努める。

上記点検の結果は、効率的・効果的な修繕・維持管理に役立てるため記録する。

点検記録に基づき修繕等を行った際は、その内容も記録し、次回の点検に活用するサイクルを構築していく。

点検結果や修繕の記録は、関係する全ての者が共有し、適時適切な修繕を計画的に実施するための資料とするほか、将来見込まれる修繕工事の内容や時期を決定するための検討資料とする。

4. 施設に係る基本的な方針等

4－１．再編・再整備等に係る分析手法

（１） 再編・再整備計画の考え方

再編・再整備の方針を検討するにあたり、「ポートフォリオ分析」を用いる。

下表の評価視点「建築物性能」「行政サービスの義務レベル」を分析指標として採用し、その評価基準に基づいた評価を行うことにより最適な方針を選択しようとするものである。

■再編の検討方針に係る「評価視点・評価・評価基準」　　評価は令和５年度時点

評価視点	評価	評価基準
建築物性能	A	定期的なメンテナンスや改修等により、適切に維持管理されている。
	B	部分改修、大規模改修工事の時期に到達しているが未改修、または５年以内に改修時期に到達する。
	C	目標耐用年数の残り年数が 10 年を切っている。
行政サービスの義務レベル	A	行政サービスの提供が必要であり、民間参入の見込みがない、あるいは少なく、今後も継続して行政サービスを行う必要がある。
	B	民間参入の見込みはあるが、市民生活を支えるため、行政が積極的にかかわるべき行政サービスであり、今後も継続して行政サービスを行う必要がある。
	C	行政サービスの提供は必要ではあるが、社会情勢や人口動向等により民間活用や広域連携といった運用見直しが可能である。
	D	民間活用等や広域連携による代替が有益だと判断できるサービス。
	E	利用の低迷や設置当初の目的を果たしたと見なせるサービス。

※ 大規模改修工事…外装・内装・空調・給排水・電気設備等のすべてを改修し、長寿命化を図る工事。目標耐用年数の中間年に行うことが望ましい。

※ 部分改修工事……主に外装、空調、給排水のいずれかを改修する工事。
前回改修から 15 年程度で実施することが望ましい。

※ 目標耐用年数……建設された年代や劣化状況、構造種別等から、施設個別に設定している施設維持の目標とする耐用年数。

※ ポートフォリオ分析…異なる二つ以上の指標を組み合わせた分析手法。

（２） 再編・再整備の分類

ポートフォリオ分析の評価から導く再編の各分類は、下表に示す区分とする。

■再編の方針と評価イメージ

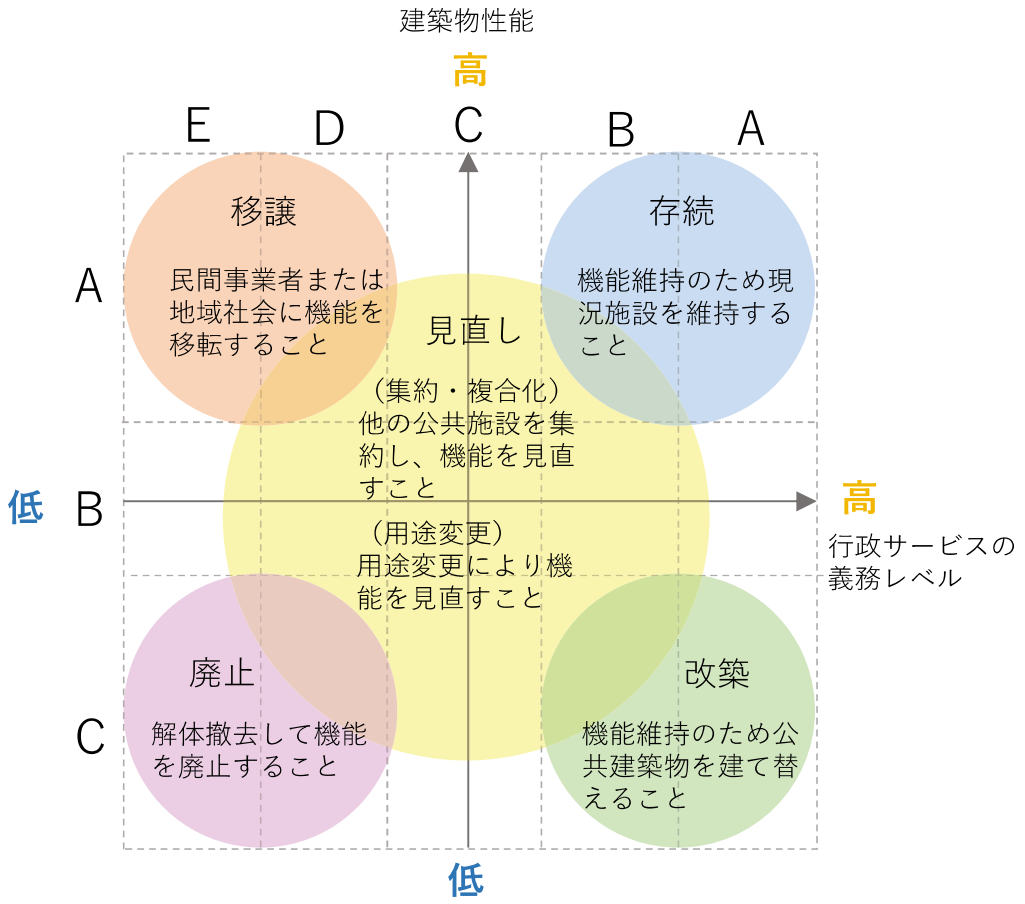

（3） ポートフォリオ分析結果

①北部大型防災備蓄倉庫

◎建築物性能：評価 B

外壁塗装の劣化（チョーキング）が生じているものの、相当の経年劣化であり、問題はない。ただし、築後 10 年以上が経過し、部分改修工事の時期に差し掛かりつつある。今後も、定期的に点検・改修等を行うことで建物性能を維持していくことが可能である。

◎行政サービスの義務レベル：評価 A

市の避難所を対象とする備蓄用品を収納する施設である。隣地の上星小学校は避難所に指定されており、大型防災備蓄倉庫の敷地東側には、災害時に仮設シャワー等の利用が出来るように散水栓及び排水設備が設置されている。

以上より、ポートフォリオ分析による再編の方針を以下の図表に示す。

■再配置の方針

対象施設名称	分析指標及び評価		再編の方針
	建築物性能	行政サービスの義務レベル	
北部大型防災備蓄倉庫	B	A	見直し

■ポートフォリオ分析による再編の方針

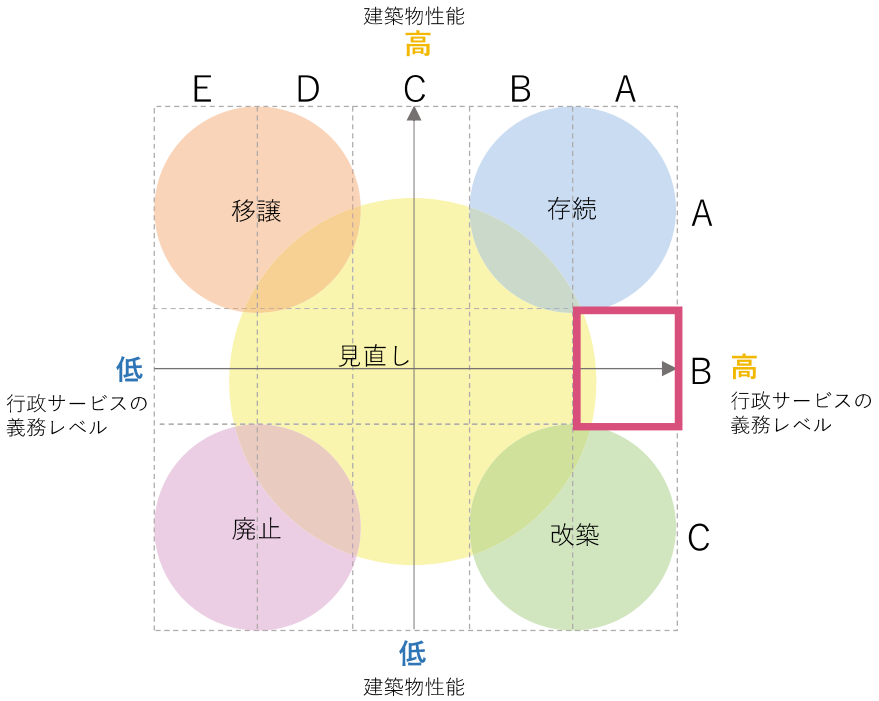

②中部大型防災備蓄倉庫

◎建築物性能：評価 B

躯体等に重大な欠陥は見受けられないが、築後 10 年以上が経過し、部分改修工事の時期に差し掛かりつつある。今後も、定期的に点検・改修等を行うことで建物性能を維持していくことが可能である。

◎行政サービスの義務レベル：評価 A

市の避難所を対象とする備蓄用品を収納する施設である。

平時は備蓄用品の保管、災害時には備蓄用品の配送拠点として活用される。

以上より、ポートフォリオ分析による再編の方針を以下の図表に示す。

■再配置の方針

対象施設名称	分析指標及び評価		再編の方針
	建築物性能	行政サービスの義務レベル	
中部大型防災備蓄倉庫	B	A	見直し

■ポートフォリオ分析による再編の方針

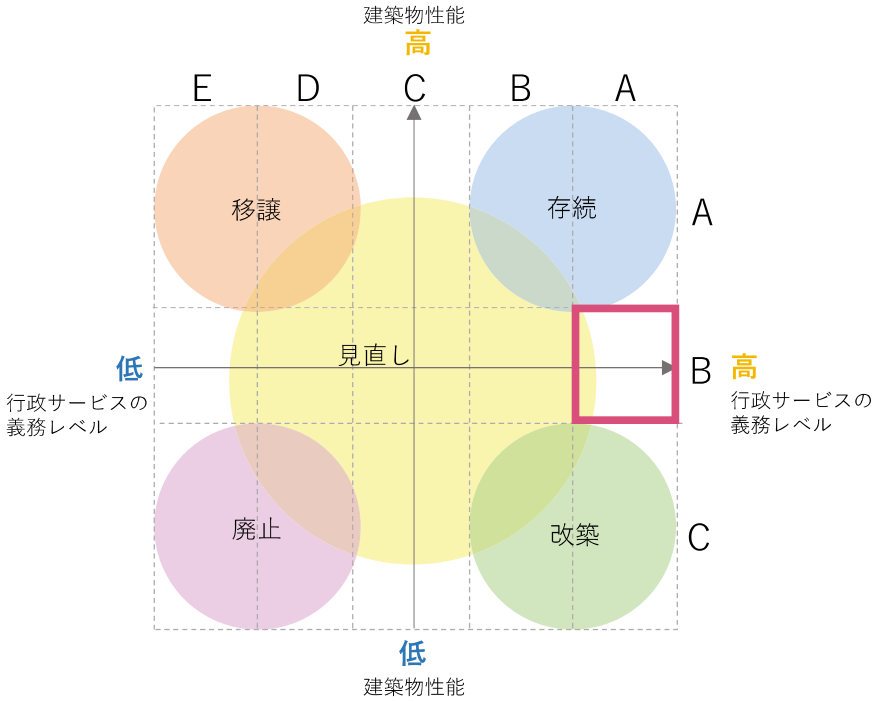

③南部大型防災備蓄倉庫

◎建築物性能：評価 A

外壁塗装の劣化（チョーキング）が生じているものの、相当の経年劣化であり、問題はない。今後も、定期的に点検・改修等を行うことで建物性能を維持していくことが可能である。

◎行政サービスの義務レベル：評価 A

市の避難所を対象とする備蓄用品を収納する施設である。

また、災害対策本部設置施設である市庁舎及び消防庁舎が災害により被災し、使用不能となった場合の代替施設として使用する計画である。

以上より、ポートフォリオ分析による再編の方針を以下の図表に示す。

■再配置の方針

対象施設名称	分析指標及び評価		再編の方針
	建築物性能	行政サービスの義務レベル	
南部大型防災備蓄倉庫	A	A	存続

■ポートフォリオ分析による再編の方針

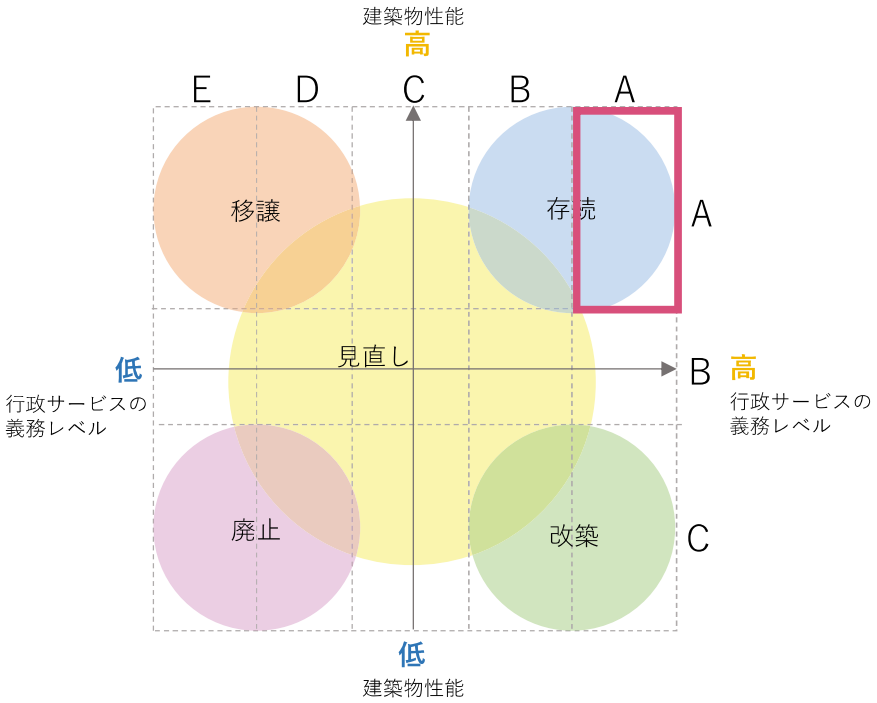

４－２．ポートフォリオ分析結果を踏まえた再編等の基本的な方針

①北部大型防災備蓄倉庫

北部大型防災備蓄倉庫は、築後 10 年以上経過しているが、劣化が軽度であることから、定期的な保守・点検を行い、使用し続ける方針とする。

一方で、災害拠点となる施設であるが、トイレ・洗面設備が整備されておらず、将来的に改修が必要と考えられる。

②中部大型防災備蓄倉庫

中部大型防災備蓄倉庫は、築後 10 年以上経過しているが、劣化が軽度であることから、定期的な保守・点検を行い、使用し続ける方針とする。

一方で、災害拠点となる施設であるが、トイレ・洗面設備が整備されておらず、将来的に改修が必要と考えられる。また、相模川洪水浸水想定区域内に位置していることから、止水板等による浸水対策も講じる必要があると考えられる。

③南部大型防災備蓄倉庫

南部大型防災備蓄倉庫は、築後 10 年以上経過しているが、劣化が軽度であることから、定期的な保守・点検を行い、使用し続ける方針とする。

再編計画における市民利用施設全体での今後 40 年間に係るコストの比較によると、施設を長寿命化した場合には将来費用の低減効果が見込まれることから、施設の状況に応じ、改修時期等について検討していく。

■市民利用施設に係る将来費用のコストイメージ

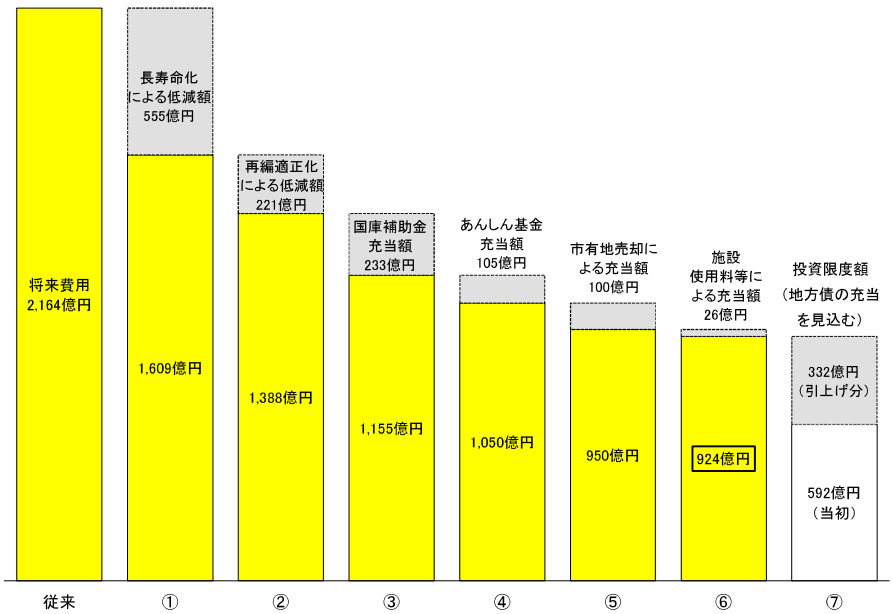

5. 対策内容と実施時期

５－１．対策内容と実施時期

目標耐用年数等に基づいて設定した目安の工事時期及び概算金額を以下に示す。

※事業化の際は時点の実情に応じた再検討が必要になる。

■概算金額年表（10 年）

単位：百万円

施設名	建物名	【第1期】2023（R5）～2032（R14）									
		2023（R5）	2024（R6）	2025（R7）	2026（R8）	2027（R9）	2028（R10）	2029（R11）	2030（R12）	2031（R13）	2032（R14）
北部大型防災備蓄倉庫	–						8				
中部大型防災備蓄倉庫	–							9			
南部大型防災備蓄倉庫	–								8		
通常維持費（小規模修繕費等）		13									
		単純集計	38				消費税込		42		

凡例

種 類

- 外部改修
- 設備改修
- 空調改修
- 複数部位を同時に実施する場合（例：外部・空調を同時実施）
- 大規模改修
- リース
- 新築・建替え
- 解体
- 廃止

構 成

1年目　2年目
設計　工事・監理
初年度設計、次年度工事を基本構成とする

1年目
工事
※1 設計を含まず、工事のみの場合

1年目　2年目　3年目
設計　仮設建物　工事・監理
※2 仮設の建物が必要な工事の場合

1年目　2年目　3年目
設計（新築・解体）　解体工事　工事・監理
※3 既存敷地に建替えスペースが確保できない場合

1年目　2年目　3年目
設計（新築・解体）　工事・監理　解体工事
※4 既存敷地に建替えスペースが確保できる場合

※金額表示の無い着色マスは、改修等の実施が望ましい本来の周期を示す。

※金額表示のある着色マスは、市有施設全体の工事時期が過度に重複しないよう平準化した場合の工事時期を示す。

５－２．建物情報一覧表

凡例

耐震基準
- 旧々耐震基準（1971年以前）
- 旧耐震基準（1981年以前）

避難所施設等
- 避難：避難所予定施設
- 福祉：福祉避難所予定施設
- 一時：一時滞在所予定施設
- 医療：災害時医療救護関連施設

構造
- RC造：鉄筋コンクリート造
- S造：鉄骨造
- SRC造：鉄骨鉄筋コンクリート造
- RC+S造：鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造
- LGS造：軽量鉄骨造
- CB造：コンクリートブロック造
- W造：木造

借地の有無
- ○：当該建物の運営に関連する土地に借地がある場合（敷地から離れた駐車場等含む）
- ー：借地無し
- ※ 建物ごとに敷地が分かれていない施設に借地がある場合は全ての建物に○を付ける

劣化状況評価は
「3－3 ■劣化状況評価の基準」による。

整備水準
- ○：該当設備がある
- ：該当設備なし
- ※ 省エネガラス・サッシ及びLEDは対象物の概ね過半以上が整備されていれば○を付ける。

建築物性能と行政サービスの義務レベルは
「4－1 再編・再整備等に係る分析手法」による。

■建物情報一覧表（令和5年12月時点）

建物基本情報												構造躯体の健全性			劣化状況評価								整備水準									評価視点及び評価		再編方針
施設名	建物名	避難所施設等	指定管理		借地の有無	構造	階数		延床面積（㎡）	建設年度		耐震安全性			屋根・屋上	外壁	外部開口部	内部仕上	電気設備	給排水衛生設備	冷暖房換気設備	昇降機その他設備	自家発電	主要諸室空調化	多目的トイレ	エレベーター	点字ブロック	スロープ	屋上・壁面緑化	省エネガラス・サッシ	LED	太陽光発電	建築物性能	行政サービスの義務レベル	
			有無	指定期間末の年度			地上	地下		西暦	和暦	耐震基準	診断	補強																				
北部大型防災備蓄倉庫		－	－	－	－	S造	1	－	280	2011	H23	新	不要	不要	B	A	A	A	B	B	B	－	○									B	A	見直し
中部大型防災備蓄倉庫		－	－	－	－	S造	1	－	288	2012	H24	新	不要	不要	B	A	A	A	B	B	B	－	○									B	A	見直し
南部大型防災備蓄倉庫		－	－	－	－	S造	1	－	286	2013	H25	新	不要	不要	B	A	A	A	B	B	B	－	○									A	A	存続